

第100回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年8月27日（木曜日）午前10時

場所 大阪府大東市深野南町1番1号

当社講堂

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

報告事項

1. 第100期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

インターネットおよび書面（郵送）による
議決権行使期限

2026年8月26日（水曜日）午後5時まで

証券コード 6496

2026年8月6日

株 主 各 位

大阪府大東市深野南町1番1号

株 式 会 社 中 北 製 作 所

代表取締役社長 宮 田 彰 久

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nakakita-s.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「第100回定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中北製作所」または「コード」に当社証券コード「6496」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない方はインターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内にしたがって2026年8月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪府大東市深野南町1番1号 当社講堂
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第100期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使についてのご案内

（1）インターネットによる議決権行使の場合

後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2026年8月26日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

（2）書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年8月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 3. 当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承くださいようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2026年8月26日（水曜日）午後5時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

2025年6月1日から
2026年5月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度との比較分析にあたっては暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益、雇用情勢・所得環境において改善の動きが続くなかで、設備投資および個人消費にも持ち直しの動きがみられ、また、公共投資も堅調に推移しており、緩やかに回復しております。しかしながら、物価動向、金融市場の変動や米国の通商政策、中東情勢の影響等、わが国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループの主要な受注先の造船業界では、海上輸送量の増加や、過去に大量に建造された船舶の代替需要等を背景として、次世代燃料船を含む新造船需要が改善し、国内外の造船所は手持ち工事を十分に確保しております。また、日米両国が「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の造船についての協力に関する覚書」に署名し協力を促進、さらに政府は日本造船業を再生するための「造船業再生ロードマップ」を策定しました。当社は40,000 m³型液化水素運搬船に搭載される低温用バタフライ弁の受注を獲得する等、需要が拡大している船用関連に加え、発電プラント等陸用関連においても、生成AI需要によるデータセンター建設に伴う電力需要案件等、国内外で積極的な営業活動を行い、顧客ニーズの掘り起こしに努める提案型営業活動を展開し、受注獲得に努め、修理やメンテナンス関連の部品注文獲得にも注力しました。

当連結会計年度における受注高は、32,063百万円（対前連結会計年度比8.9%増）となり、2,618百万円前連結会計年度を上回りました。品種別にみますと、自動調節弁8,966百万円、バタフライ弁16,797百万円、遠隔操作装置6,300百万円となり、対前連結会計年度比では、バタフライ弁は5,222百万円の増加となったものの、自動調節弁は1,975百万円、遠隔操作装置は628百万円の減少となりました。

売上高では、29,254百万円（対前連結会計年度比23.1%増）となり、5,486百万円前連結会計年度を上回りました。品種別にみますと、自動調節弁9,736百万円、バタフライ弁13,574百万円、遠隔操作装置5,943百万円となり、対前連結会計年度比では、自動調節弁は1,088百万円、バタフライ弁は3,719百万円、遠隔操作装置は678百万円の増加となりました。輸出関連の売上高は、4,885百万円となり、前連結会計年度を1,224百万円上回りました。当連結会計年度末の受注残高は期首に比べて2,916百万円増の27,443百万円となりました。

利益面では、営業利益は1,561百万円（対前連結会計年度比34.9%増）、経常利益は2,265百万円（対前連結会計年度比56.5%増）と前連結会計年度を上回ったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は1,724百万円（対前連結会計年度比0.3%減）と前連結会計年度を下回りました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの製造は、すべてお客様の仕様による「ものづくり」ということで、基本的に多品種少量生産となります。したがって、当社グループのものづくりは、一品一様なおお客様の仕様を満足することと、生産性向上という相反することの実現が永遠の命題となります。当社グループは、この永遠の命題に飽くなく努力を重ね、売上高の拡大、利益率の改善に取り組んで行くことが、第一義的課題であると認識しております。

国内の景気は、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価動向、金融市場の変動による影響や米国の通商政策をめぐる動向、中東情勢の影響等、景気を下押しするリスクに留意する必要があります。当社グループの主要な受注先の造船業界では、次世代燃料船を含む新造船需要が改善しており、さらに政府が日本造船業を再生するための「造船業再生ロードマップ」を策定しました。このような状況で、造船会社や海運会社は、人材確保・育成、船舶建造体制の強靱化、安定的な需要の確保・脱炭素化等を通じたゲームチェンジに向けて環境対応船へのシフトやデジタル化等の対応を進めており、船用機器メーカーにも増産体制の構築、環境対応船やデジタル化への対応が求められています。足元大きな影響はありませんが、対応の優劣が今後の業容の維持、拡大に影響を及ぼすものと考えております。

このような経営環境のなか、以下の取組みにより、企業体質の強化に努めてまいります。

- ① M&A、協業を含む攻めの投資促進と海外展開の強化
- ② 顧客情報管理による提案型営業活動、国内外アフターサービス体制の強化
- ③ 脱炭素に寄与する製品開発と販売促進、データを活用したコト売り事業の創出
- ④ DX、マスカスタマイゼーション生産体制の構築による生産性向上
- ⑤ 多様な人材の確保および育成、技能伝承

株主のみなさまにおかれましても、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金を含む必要な資金については、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2023年5月期)	第98期 (2024年5月期)	第99期 (2025年5月期)	第100期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
受 注 高 (千円)	—	—	29,445,674	32,063,866
売 上 高 (千円)	—	—	23,768,125	29,254,158
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	1,730,055	1,724,830
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	490.83	494.10
総 資 産 (千円)	—	—	36,452,415	39,736,957

(注) 1. 第99期より連結計算書類を作成しているため、第98期以前の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。

3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第99期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第97期 (2023年5月期)	第98期 (2024年5月期)	第99期 (2025年5月期)	第100期 (当事業年度) (2026年5月期)
受 注 高 (千円)	18,781,902	22,637,781	28,015,869	27,812,497
売 上 高 (千円)	15,777,228	18,608,982	22,778,102	24,818,185
当 期 純 利 益 (千円)	806,408	1,020,607	1,705,408	1,721,330
1株当たり当期純利益 (円)	225.81	288.54	483.83	493.10
総 資 産 (千円)	29,040,083	31,739,131	35,041,669	37,945,904

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ACE VALVE CO., LTD.	9,239,140千ウォン	1 0 0 %	バルブ製造販売
NAKAKITA KOREA. CO., LTD.	800,000千ウォン	1 0 0 %	バルブ製造販売

(注) 2026年2月23日にNAKAKITA KOREA CO., LTD.を設立しております。

(6) 主要な事業内容

次の製品の製造販売であります。

自 動 調 節 弁	自力式調整弁、他力式調節弁、遠隔操作弁、シリンダー弁、安全弁、空気式自動制御機器、空気式アクチュエータ、原子力プラント用弁、過熱蒸気減圧減温装置、その他各種自動制御用特殊弁および調節機器
バ タ フ ラ イ 弁	手動・遠隔操作式バタフライ弁
遠 隔 操 作 装 置	船用荷役およびバラスト遠隔操作装置、船用遠隔液面指示警報装置

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社・工場 大阪府大東市深野南町1番1号

東京営業所 東京都港区海岸3丁目18番1号 ピアシティ芝浦ビル3階

北九州営業所 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目11番15号 小倉興産KMM別館

② 子会社

ACE VALVE CO., LTD. 韓国金海市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
511名	+48名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
389名	+21名	43.5歳	16.0年

(9) 主要な借入先

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	3,010,900
株式会社三菱UFJ銀行	800,000
株式会社りそな銀行	600,000
三井住友信託銀行株式会社	600,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,232,800株
- (2) 発行済株式の総数 3,832,800株
- (3) 株主数 2,328名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ミヤキタコーポレーション	442	12.67
中 北 健 一	264	7.58
宮 田 彰 久	114	3.28
黒 田 知 子	114	3.27
中 北 仁 子	114	3.27
渡 部 育 子	114	3.27
宮 田 和 子	109	3.12
宮 田 宏 章	106	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	97	2.78
株式会社三井住友銀行	86	2.48

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式342,020株を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 副 会 長	池田 昭彦	
代 表 取 締 役 社 長	宮田 彰久	経営企画本部長兼営業本部長兼技術本部管掌 ACE VALVE CO., LTD.代表理事 中北（無錫）工業科技有限公司董事 NAKAKITA KOREA CO., LTD.社内理事
取 締 役	由上 晃規	執行役員営業本部副本部長兼東京営業所長 ACE VALVE CO., LTD.理事 中北（無錫）工業科技有限公司董事長
取 締 役	中尾 敏昭	執行役員生産本部長 中北（無錫）工業科技有限公司董事
取 締 役	三竹 雅之	執行役員管理本部長兼経理部長 ACE VALVE CO., LTD.監査役 中北（無錫）工業科技有限公司監事
取 締 役（社 外）	大井 成夫	
取 締 役（社 外）	福田 あやこ	弁護士 福田法律事務所所長
常 勤 監 査 役	森屋 正利	
監 査 役（社 外）	北山 裕昭	
監 査 役（社 外）	辰巳 八栄子	公認会計士 税理士 辰巳公認会計士事務所所長 稲清税理士法人代表社員 株式会社ドーン社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 当社は取締役大井成夫、福田あやこおよび監査役辰巳八栄子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 2025年8月27日開催の第99回定時株主総会において中尾敏昭、三竹雅之の両氏は取締役に、辰巳八栄子氏は監査役（社外）に選任され、就任いたしました。監査役辰巳八栄子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2025年8月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって中北健一氏は取締役に、藤井秀延氏は監査役（社外）を任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) ①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別 の総額 (千円)	人数 (名)
		基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	82,185 (9,600)	82,185 (9,600)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,800 (9,600)	19,800 (9,600)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	101,985 (19,200)	101,985 (19,200)	12 (5)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬は、2006年8月29日開催の株主総会の決議により、取締役の報酬総額を年額で150,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬総額を年額で30,000千円以内に最高限度額を決定しております。なお、当該株主総会決議時の取締役は7名（うち社外取締役0名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等の決定方針を決議しております。また、2021年6月15日開催の取締役会において、2021年4月13日開催の取締役会にて設置が決議された報酬諮問委員会の答申を得ることなど同委員会の関与に係る規定の変更に伴い、同決定方針を改定しております。

取締役の個人別報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみから成り立つことを基本とします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、前年度の支給実績をベースに、役位、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬の額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会において報酬案を審議し、答申を得るものとします。代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の最高限度額の範囲内において、諮問委員会の決定を尊重し上記について決定するものとします。

④取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、2025年8月27日開催の定時株主総会後の取締役会で、最高限度額の範囲内において、各取締役の報酬額については代表取締役社長宮田彰久氏に委任する旨の決議を行っております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

当期における各取締役の報酬額については、代表取締役社長宮田彰久氏が報酬諮問委員会の決定を尊重し決定しております。

なお、代表取締役社長宮田彰久氏が各取締役の報酬についての報告を取締役会に行うことにより、取締役会は当期に係る取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針に沿うと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

1. 取締役福田あやこ氏は、福田法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
2. 監査役辰巳八栄子氏は、辰巳公認会計士事務所の所長、稲清税理士法人の代表社員、および株式会社ドーンの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大井 成夫	当期に開催の取締役会13回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での経営者としての経験から、必要に応じ意見を述べております。また、客観的・中立的立場で当社の取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	福田 あやこ	当期に開催の取締役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から、必要に応じ意見を述べております。また、内部通報対応をはじめとする、コンプライアンス対応について適宜必要な助言をいただきました。
社外監査役	北山 裕昭	当期に開催の取締役会13回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での監査役としての経験から、必要に応じ意見を述べております。また、当期に開催の監査役会23回すべてに出席し、監査についての重要事項の協議を行っております。
	辰巳 八栄子	2025年8月の社外監査役就任後に開催の取締役会10回すべてに出席し、公認会計士および税理士ならびに他社での監査役としての経験から、必要に応じ意見を述べております。また、社外監査役就任後に開催の監査役会18回すべてに出席し、監査についての重要事項の協議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,000千円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の相当性、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

5-1 当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性については十分認識しており、経営の迅速な意思決定、透明性、公正性を高めるため、内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であり、内部統制システム構築の基本方針を次のとおりとする。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

当社は、コンプライアンスの不徹底が当社の経営基盤を揺るがしうることを十分認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置づけし、その実践のためコンプライアンス管理規程を定め、取締役および使用人が法令、定款その他社内規程を遵守し、社会規範等に沿った行動をとる指針とする。

また、内部通報制度としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等の違反を早期に発見し、未然に防ぐとともに、必要な改善を図ることで、業務の健全性を高める。コンプライアンス・ホットラインに通報した者は、当該通報を理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および情報セキュリティ管理規程、書類管理規程等の社内規程に従って、適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、法令順守、受注先業界の動向、品質、災害、情報管理等の事業活動に係る様々なリスクの管理については、各部門の担当部署において、規程の整備、マニュアルの配布、勉強会の実施等により損失の危険の軽減と現実化の予防を行い、各部門を横断する損失の危険につながる事案については、当社の管理部門が全社的な観点から監理する。

各部門は、当社の事業に関する重大なリスク若しくは重大なリスクが顕在化するおそれ並びにコンプライアンス上の重要な検討事項を認識したときは、速やかにコンプライアンス委員会ないしリスク管理委員会に対してその状況を報告し、コンプライアンス委員会ないしリスク管理委員会は、対処方針を決定し、迅速かつ確に対処する。

内部監査室は、当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、取締役会規則により定めている事項および付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。日常の職務執行については、職務権限分掌規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社の取締役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務し、定期的に行われる子会社の取締役会等に参加して、経営成績、財政状態その他の重要な情報について報告を受けるものとする。また、内部監査室等の監査によるモニタリングを行う。さらに、子会社に対しても上記（1）から（4）および（7）の事項についての体制を必要な範囲で準用する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から補助使用人を任命することとする。その人事は、取締役と監査役が協議して決定する。補助使用人を任命した場合の補助使用人の指揮命令権は監査役に属するものとする。監査役は、監査にあたっては、内部監査室の監査結果を活用する。また、内部監査室は、監査役との協議により、必要に応じて監査役が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、5号）

監査役は、取締役会のほか、業務執行取締役および執行役員が出席し、原則月1回開催される常務会等に出席することができるものとし、重要な意思決定の過程および業務の執行を把握するとともに、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができるものとする。

また、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとする。当社監査役への報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役の監査に係る諸費用については、監査役から費用の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

監査役が、その職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席する。また、監査役は代表取締役、内部監査室、顧問弁護士、会計監査人と定期的に意見交換する。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を別途定め、代表取締役社長の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用・評価する体制を構築する。

- (11) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては総務部が総括部署となり、河北ブロック企業防衛協議会、所轄の警察および顧問弁護士と連携をとりながら、毅然とした態度で対応する。

また、外注先、下請先とも「反社会的勢力の排除に関する覚書」を交わし、反社会的勢力との関係遮断についての取り組みを推進する。

5-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（会社法施行規則第118条第2号）

(1) コンプライアンス

コンプライアンスの基本方針に基づき「中北の行動規範」を遵守し、コンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス管理規程」を運用し、継続的な社内教育を実施することにより、コンプライアンスの徹底を図りました。さらに、「コンプライアンス管理規程」を要約し重要ポイントを記載した「コンプライアンス ハンドブック」を全社員に携帯させ、コンプライアンスの定着・浸透・実践を図っています。コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で調査・審議・検討し、対応策を決定しました。

また、コンプライアンス違反の未然防止、相談、対応を目的とした内部通報制度の窓口として内部監査室または社外弁護士へのコンプライアンス・ホットライン（電話、FAXおよびメール）の運用を継続しました。また、リスクの現実化の可能性およびその影響度を各部門の担当部署で審議・検討し、リスクに対応した管理に取り組みました。

反社会的勢力への対応については、取引先、外注先等と暴力団排除条項を含んだ契約書での契約締結を継続しました。

(2) リスク管理

当社の事業活動に係るリスクへの対応に関する基本方針を「リスク管理基本規程」に定め、リスクの分類を行い、リスク管理体制の整備に努めました。

加えて、情報セキュリティを確保するための管理策である「情報セキュリティ管理規程」に則り、情報セキュリティ委員会で社内外の情報セキュリティに関する事案を収集・審議し対応を決定のうえ、情報セキュリティ環境を強化し、リスク管理に取り組みました。また、情報セキュリティに関する具体的な事例集を「情報セキュリティ心得」として小冊子に取りまとめ、全社員に配布して情報セキュリティの定着・浸透・実践を図っています。

(3) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、財務報告に係る「内部統制実施計画書」を策定し内部統制活動を実施しました。内部統制活動については、財務報告に係る内部統制委員会で実施状況を報告し、内部統制評価を実施しました。

(4) 内部監査

内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

連 結 貸 借 対 照 表

2026年5月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	39,736,957	(負 債 の 部)	11,634,225
流 動 資 産	23,020,768	流 動 負 債	8,835,152
現 金 及 び 預 金	4,880,788	電 子 記 録 債 務	654,567
受 取 手 形	5,717	買 掛 金	2,076,732
電 子 記 録 債 権	1,840,721	短 期 借 入 金	3,200,000
売 掛 金	8,971,813	1年内返済予定の長期借入金	442,800
製 品	1,433,551	未 払 金	519,115
仕 掛 品	2,895,725	未 払 費 用	255,201
原 材 料	1,865,752	契 約 負 債	162,749
前 渡 金	1,001,191	前 受 収 益	471,386
そ の 他 の 流 動 資 産	182,046	賞 与 引 当 金	331,000
貸 倒 引 当 金	△56,540	製 品 保 証 引 当 金	322,000
固 定 資 産	16,716,188	未 払 法 人 税 等	307,847
有 形 固 定 資 産	9,849,924	そ の 他 の 流 動 負 債	91,751
建 物	1,301,290	固 定 負 債	2,799,073
構 築 物	165,611	長 期 借 入 金	1,368,100
機 械 及 び 装 置	538,114	繰 延 税 金 負 債	697,791
車 両 運 搬 具	16,030	退 職 給 付 に 係 る 負 債	490,236
工 具 器 具 備 品	136,384	資 産 除 去 債 務	124,642
土 地	7,593,052	そ の 他 の 固 定 負 債	118,302
建 設 仮 勘 定	99,439	(純 資 産 の 部)	28,102,732
無 形 固 定 資 産	1,414,398	株 主 資 本	25,635,273
の れ ん	324,645	資 本 金	1,150,000
顧 客 関 連 資 産	422,488	資 本 剰 余 金	1,479,586
ソ フ ト ウ ェ ア そ の 他	667,264	利 益 剰 余 金	23,941,912
投 資 そ の 他 の 資 産	5,451,866	自 己 株 式	△936,225
投 資 有 価 証 券	3,587,724	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,467,458
関 係 会 社 株 式	29,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,038,768
関 係 会 社 出 資 金	200,000	為 替 換 算 調 整 勘 定	△55,394
長 期 貸 付 金	318,760	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	484,084
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,146,066		
繰 延 税 金 資 産	57,376		
そ の 他 の 投 資 金	113,859		
貸 倒 引 当 金	△920		
資 産 合 計	39,736,957	負 債 純 資 産 合 計	39,736,957

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

2025年6月1日から
2026年5月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,254,158
売上原価		24,424,858
売上総利益		4,829,300
販売費及び一般管理費		3,268,175
営業利益		1,561,125
営業外収益		
受取利息及び配当金	102,910	
不動産賃貸料	705,773	
為替差益	7,904	
雑収入	32,172	848,762
営業外費用		
支払利息	44,631	
不動産賃貸費用	95,773	
雑損失	3,888	144,293
経常利益		2,265,593
税金等調整前当期純利益		2,265,593
法人税、住民税及び事業税	548,500	
法人税等調整額	△7,737	540,762
親会社株主に帰属する当期純利益		1,724,830

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,150,000	1,479,586	22,583,624	△935,410	24,277,800
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△366,542		△366,542
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,724,830		1,724,830
自己株式の取得				△814	△814
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,358,287	△814	1,357,472
当期末残高	1,150,000	1,479,586	23,941,912	△936,225	25,635,273

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	1,073,667	△87,411	192,593	1,178,849	25,456,650
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△366,542
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,724,830
自己株式の取得					△814
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	965,101	32,016	291,490	1,288,609	1,288,609
連結会計年度中の変動額合計	965,101	32,016	291,490	1,288,609	2,646,081
当期末残高	2,038,768	△55,394	484,084	2,467,458	28,102,732

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………2社
- ・連結子会社の名称……………ACE VALVE CO., LTD.
NAKAKITA KOREA CO., LTD.

なお、当連結会計年度においてNAKAKITA KOREA CO., LTD.を設立したことにより、連結会社を含めております。

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称……………NSエンジニアリング株式会社
NSプリンティング株式会社
中北（無錫）工業科技有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由…非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

③連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社2社の決算日は3月31日であります。

なお、当連結会計年度より、連結子会社であるACE VALVE CO., LTD.は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。連結計算書類の作成にあたっては、従来から連結決算日で本決算に準じた仮決算を行っており、連結決算日との間に生じた連結子会社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っているため、この変更に伴う連結計算書類への影響はありません。

連結子会社であるNAKAKITA KOREA CO., LTD.は同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた連結子会社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称……………NSエンジニアリング株式会社
NSプリンティング株式会社
中北（無錫）工業科技有限公司
- ・ 関連会社の名称……………該当事項はありません。
- ・ 持分法を適用しない理由……………非連結子会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・ 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ・ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品及び仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産
 - （リース資産を除く）……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用することとしております。
また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
- ・ 無形固定資産
 - （リース資産を除く）……………定額法
- ・ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。

③重要な引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金……………主として債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・ 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- ・ 製品保証引当金……………販売した製品の初期調整費用及び無償によるサービス費用に係る支出に備えるため、過去の実績等に基づいて算定した金額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ・ 退職給付に係る会計処理の方法……………1.退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 2.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理しており、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。
- 3.小規模企業等における簡便法の採用
在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ・ 収益及び費用の計上基準……………当社は、バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業を主な事業としております。主として船舶用、発電プラント用などの自動調節弁、パタフライ弁、遠隔操作装置の製造及び販売を行っており、顧客との契約に基づいたこれらの製品等を納入することを主な履行義務と識別しております。原則として製品等の納入時にその支配が顧客に移転すると判断しておりますが、国内販売においては、出荷時から納入時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、在外連結子会社は検収時に収益を認識しております。また、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

- ・重要な外貨建の資産又は負債の

本邦通貨への換算の基準……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の仮決算の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ・のれんの償却方法及び償却期間……………のれんの償却については、12年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

土地	48,666千円
計	48,666千円
②担保に係る債務	
固定負債その他	48,666千円
計	48,666千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,668,251千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,832,800	—	—	3,832,800
自己株式				
普通株式 (注)	341,882	138	—	342,020

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加138株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月27日 定時株主総会	普通株式	174,545	50.0	2025年5月31日	2025年8月28日
2026年1月6日 取締役会	普通株式	191,996	55.0	2025年11月30日	2026年2月12日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年8月27日 定時株主総会	普通株式	191,992	利益剰余金	55.0	2026年5月31日	2026年8月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引に関しては、為替変動のリスクに備えるため外貨建売掛金の月ごとの入金予定額の範囲内で契約する方針を採っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジ有効性評価を行っております。

デリバティブ取引に関しては、主要取引銀行との通常の契約であるため、リスクはほとんどないと認識しております。取引の執行・管理については経理部にて行っております。なお、明文の管理規程は特に設けておりません。

投資有価証券は株式等であり、定期的に時価等を把握しております。

電子記録債務、買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金（1年内返済予定を含む）は、運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (* 2)	3,411,890	3,411,890	－
資産計	3,411,890	3,411,890	－
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,810,900	1,802,128	△8,771
負債計	1,810,900	1,802,128	△8,771

(※ 1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	175,833
関係会社株式	29,000
関係会社出資金	200,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	3,411,890	－	－	3,411,890
資産計	3,411,890	－	－	3,411,890

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	1,802,128	－	1,802,128
負債計	－	1,802,128	－	1,802,128

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価については、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府交野市その他の地域において保有している建物（土地を含む）の一部を賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
5,742,448	6,002,953

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額等を基に合理的に算定したものであります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

① 財又はサービスの種類別の収益の分解情報

	バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業（千円）
自動調節弁	9,736,950
バタフライ弁	13,574,197
遠隔操作装置	5,943,010
顧客との契約から生じる収益	29,254,158
その他の収益	—
外部顧客への売上高	29,254,158

② 国又は地域別の収益の分解情報

	バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業（千円）
日本	20,413,312
中国	3,518,856
韓国	4,607,512
台湾	238,863
その他	475,614
顧客との契約から生じる収益	29,254,158
その他の収益	—
外部顧客への売上高	29,254,158

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項
④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり
であります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
契約負債（期首残高）	198,965
契約負債（期末残高）	162,749

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足前に顧客から受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 8,050円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 494円10銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

（企業結合等関係）

（企業結合に係る暫定的な会計処理の確定）

2024年12月20日に行われたACE VALVE CO., LTD.との企業結合について、前連結会計年度に暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額756,455千円は、会計処理の確定により383,706千円減少し、372,749千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が485,089千円増加、繰延税金資産が101,383千円減少したことによるものであります。

貸借対照表

2026年5月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	37,945,904	(負債の部)	10,300,009
流動資産	21,548,844	流動負債	8,009,207
現金及び預金	4,677,009	電子記録債権	654,567
受取手形	5,717	買掛金	1,399,485
電子記録債権	1,840,721	短期借入金	3,200,000
売掛金	8,471,894	1年内返済予定の長期借入金	442,800
製品	1,366,955	未払金	491,890
仕掛品	2,214,620	未払費用	172,245
原材料	1,831,648	契約負債	133,849
前渡金	1,001,191	前受収益	471,386
その他の流動資産	190,764	賞与引当金	331,000
貸倒引当金	△51,680	製品保証引当金	322,000
固定資産	16,397,059	未払法人税等	307,847
有形固定資産	7,561,879	その他の流動負債	82,133
建物	770,548	固定負債	2,290,801
構築物	137,328	長期借入金	1,368,100
機械及び装置	474,847	繰延税金負債	472,430
車両運搬具	7,482	退職給付引当金	297,993
工具器具備品	86,207	資産除去債務	124,642
土地	5,986,025	その他の固定負債	27,635
建設仮勘定	99,439	(純資産の部)	27,645,894
無形固定資産	666,723	株主資本	25,607,126
ソフトウェアその他	666,723	資本金	1,150,000
投資その他の資産	8,168,455	資本剰余金	1,479,586
投資有価証券	3,587,724	資本準備金	515,871
関係会社株式	1,877,580	その他資本剰余金	963,715
関係会社出資金	200,000	自己株式処分差益	963,715
長期貸付金	1,918,760	利益剰余金	23,913,765
前払年金費用	499,631	利益準備金	287,500
その他の投資	93,680	その他利益剰余金	23,626,265
貸倒引当金	△8,920	別途積立金	8,000,000
資産合計	37,945,904	繰越利益剰余金	15,626,265
		自己株式	△936,225
		評価・換算差額等	2,038,768
		その他有価証券評価差額金	2,038,768
		負債純資産合計	37,945,904

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,818,185
売 上 原 価	20,487,596
売 上 総 利 益	4,330,588
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,833,667
営 業 利 益	1,496,921
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	127,581
不 動 産 賃 貸 料	705,773
助 成 金 収 入	2,235
為 替 差 益	33,764
雑 収 入	30,917
900,271	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	44,631
不 動 産 賃 貸 費 用	95,773
雑 損 失	3,508
143,914	
経 常 利 益	2,253,279
税 引 前 当 期 純 利 益	2,253,279
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	548,500
法 人 税 等 調 整 額	△16,550
531,949	
当 期 純 利 益	1,721,330

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月31日まで

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			自己株式 処分差益			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,150,000	515,871	963,715	1,479,586	287,500	8,000,000	14,271,477	22,558,977	△935,410	24,253,153
当期変動額										
剰余金の配当							△366,542	△366,542		△366,542
当期純利益							1,721,330	1,721,330		1,721,330
自己株式の取得									△814	△814
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,354,787	1,354,787	△814	1,353,972
当期末残高	1,150,000	515,871	963,715	1,479,586	287,500	8,000,000	15,626,265	23,913,765	△936,225	25,607,126

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 評価差額等 合計	
当期首残高	1,073,667	1,073,667	25,326,820
当期変動額			
剰余金の配当			△366,542
当期純利益			1,721,330
自己株式の取得			△814
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	965,101	965,101	965,101
当期変動額合計	965,101	965,101	2,319,074
当期末残高	2,038,768	2,038,768	27,645,894

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

関係会社株式（子会社株式及び関

連会社株式）、関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用することとしております。

無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

製品保証引当金……………販売した製品の初期調整費用及び無償によるサービス費用に係る支出に備えるため、過去の実績等に基づいて算定した金額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、翌期から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準……………当社は、バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業を主な事業としております。主として船舶用、発電プラント用などの自動調節弁、バタフライ弁、遠隔操作装置の製造及び販売を行っており、顧客との契約に基づいたこれらの製品等を納入することを主な履行義務と識別しております。

原則として製品等の納入時にその支配が顧客に移転すると判断しておりますが、国内販売においては、出荷時から納入時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,569,899千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。 | |
| ①短期金銭債権 | 17,813千円 |
| ②長期金銭債権 | 1,600,000千円 |
| ③短期金銭債務 | 17,120千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高	453,121千円
②営業取引以外の取引による取引高	45,587千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式（注）	341,882	138	－	342,020

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加138株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

（繰延税金資産）

退職給付引当金	93,927千円
賞与引当金	104,331千円
製品保証引当金	101,494千円
棚卸資産	141,793千円
未払事業税	23,066千円
減価償却費	78,766千円
資産除去債務	39,287千円
その他	52,934千円

繰延税金資産合計	635,600千円
----------	-----------

（繰延税金負債）

前払年金費用	157,483千円
その他有価証券評価差額金	938,405千円
資産除去債務（固定資産計上）	12,141千円

繰延税金負債合計	1,108,030千円
----------	-------------

繰延税金資産純額	△472,430千円
----------	------------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産はありませんが、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ACE VALVE CO., LTD.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	1,600,000	長期貸付金	1,600,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	7,919円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	493円10銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月16日

株式会社中北製作所
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大好 慧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 有久 衛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中北製作所の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中北製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月16日

株式会社中北製作所
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大好 慧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 有久 衛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中北製作所の2025年6月1日から2026年5月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月16日

株式会社中北製作所 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 森屋 正利 ㊞
社 外 監 査 役 北山 裕昭 ㊞
社 外 監 査 役 辰巳 八栄子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した配当を継続することを基本とし、当期の業績および翌期の予想を斟酌し、具体的配当額を決定しております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき55円 総額191,992,900円

なお、中間配当金として1株につき55円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき110円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年8月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	いけ だ あき ひこ 池 田 昭 彦 (1955年7月20日生) 再任	1980年4月 当社入社 2005年8月 当社取締役 技術部長（装置設計担当） 2008年8月 当社取締役 営業本部長兼技術部長（装置設計担当） 2009年1月 当社取締役 営業本部長 2009年8月 当社常務取締役 営業本部長 2010年8月 当社常務取締役 営業本部長兼技術部管掌 2016年8月 当社専務取締役 営業本部長兼技術部管掌 2018年9月 当社専務取締役 営業本部長兼技術本部管掌 2022年9月 当社専務取締役 2023年8月 当社取締役副会長（現任）	800株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。取締役としての実績、能力、営業・技術部門での豊富な経験と実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	みや た てる ひさ 宮 田 彰 久 (1980年1月31日生) 再任	2007年 8 月 当社入社 2009年 6 月 当社資材調達部次長兼製造企画室次長 2012年 3 月 当社営業部次長 2014年 6 月 当社技術部開発室長 2014年 8 月 当社取締役 技術部開発室長 2016年 1 月 当社取締役 経営企画室長兼技術部開発室長 2016年 8 月 当社代表取締役副社長 経営企画室長兼管理部門管掌 2018年 1 月 当社代表取締役副社長 経営企画本部長兼管理部門管掌 2018年 9 月 当社代表取締役副社長 経営企画本部長 2019年 8 月 当社代表取締役社長 経営企画本部長 2022年 8 月 当社代表取締役社長 経営企画本部長兼営業本部長兼技術本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） ACE VALVE CO., LTD.代表理事 中北（無錫）工業科技有限公司董事 NAKAKITA KOREA CO., LTD.社内理事	114,400株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として2014年8月より経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。取締役としての実績、能力、経営企画本部長としての管理部門全般についての実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ゆ かみ あきのり 由 上 晃 規 (1978年9月11日生) 再任	2002年 1 月 当社入社 2003年 9 月 当社営業課長 2012年 6 月 当社営業部次長 2017年 3 月 当社総務部長 2022年 6 月 当社東京営業所長兼経営企画本部付部長 2023年 6 月 当社執行役員 営業本部副本部長兼東京営業所長 2023年 8 月 当社取締役 執行役員 営業本部副本部長兼東京営業所長（現任） （重要な兼職の状況） ACE VALVE CO., LTD.理事 中北（無錫）工業科技有限公司董事長	12,500株
（取締役候補者とした理由） 当社の取締役として2023年8月より経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。取締役としての実績、能力、営業・総務部門での豊富な経験と実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	なか お とし あきのり 中 尾 敏 昭 (1967年2月27日生) 再任	1989年 4 月 当社入社 2002年 9 月 当社技術部計装設計課長 2006年 9 月 当社技術部次長（計装設計担当） 2008年 8 月 当社技術部長 2019年 4 月 当社技術本部計装設計部長 2023年 6 月 当社執行役員 生産本部長 2025年 8 月 当社取締役 執行役員 生産本部長（現任） （重要な兼職の状況） 中北（無錫）工業科技有限公司董事	2,100株
（取締役候補者とした理由） 当社の執行役員として2023年6月より経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。2025年8月より当社の取締役に就任しております。取締役・執行役員としての実績、能力、技術・設計部門での豊富な経験と実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
5	み なけ まさ ゆき 三 竹 雅 之 (1963年10月8日生) 再任	2017年 5 月 当社入社 2017年 5 月 当社総務部次長 2020年 6 月 当社経営企画本部経理部長 2023年 6 月 当社執行役員 管理本部長兼経理部長 2025年 8 月 当社取締役 執行役員 管理本部長兼経理部長 (現任) (重要な兼職の状況) ACE VALVE CO., LTD.監査役 中北 (無錫) 工業科技有限公司監事	900株
(取締役候補者とした理由) 当社の執行役員として2023年6月より経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。2025年8月より当社の取締役に就任しております。取締役・執行役員としての実績、能力、総務・経理部門での豊富な経験と実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	おお い しげ お 大 井 成 夫 (1949年3月31日生) 再任 社外 独立	1971年 4 月 株式会社京都銀行入行 1998年 6 月 同行検査部長 2001年 6 月 同行取締役 (人事部長委嘱) 2005年 6 月 同行常務取締役 2010年 6 月 京銀カードサービス株式会社 代表取締役会長 2014年 4 月 学校法人聖母女学院 監事 2015年 6 月 京銀カードサービス株式会社 相談役 2015年 8 月 当社社外取締役 (現任) 2017年 8 月 学校法人同志社 監事 (現任)	200株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	福田あやこ (戸籍上の氏名 小嶋あやこ) (1973年9月15日生) 再任 社外 独立	2000年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 小松法律特許事務所入所 2011年4月 福田法律事務所開設 所長(現任) 2024年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 福田法律事務所所長	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての高度かつ専門的な知識・経験等を有しており、取締役会等において、法的見地から公正、平等な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス対応について、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大井成夫、福田あやこの両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大井成夫、福田あやこの両氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって、大井成夫氏が11年、福田あやこ氏が2年となります。
4. 当社と大井成夫、福田あやこの両氏は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案が承認可決された場合は、引き続き大井成夫、福田あやこの両氏と当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大井成夫、福田あやこの両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
たけ だ ゆう じ 武 田 雄 治 (1975年7月22日生) 社外	2001年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2005年 1 月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年 5 月 公認会計士登録 2005年 7 月 武田公認会計士事務所開設 所長（現任） 2009年11月 株式会社武田企画（現株式会社武田会計）設立 取締役 2011年 7 月 株式会社武田企画（現株式会社武田会計）代表取締役（現任） 2023年 4 月 関西学院大学非常勤講師（現任） 2026年 5 月 スローガン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 武田公認会計士事務所所長 株式会社武田会計代表取締役 関西学院大学非常勤講師 スローガン株式会社社外取締役（監査等委員）	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 公認会計士事務所と会社の経営に携わり、財務・会計についての豊富な知識と経験から、適切な助言を得られると判断いたしました。		

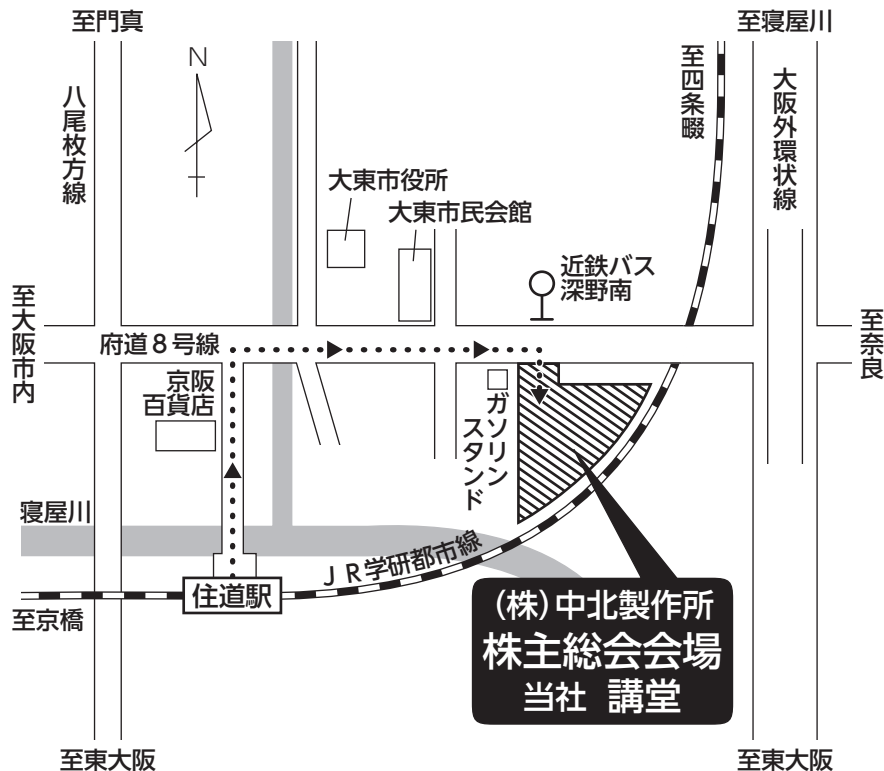
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武田雄治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 武田雄治氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く）。武田雄治氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 武田雄治氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場所：大阪府大東市深野南町1番1号
当社 講堂

<道順> J R 学研都市線（片町線）住道駅下車、徒歩15分
府道8号線（大阪生駒線）東へ約1.2km



UD
FONT

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC
www.fsc.org
FSC® C022915